

第17回瑞穂町行政評価委員会 次第

日時 平成31年4月25日（木）午前10時
場所 瑞穂町役場本庁舎3階 委員会室

- 1 開会
- 2 町長挨拶
- 3 委嘱状交付
- 4 議題
 - (1) 正副委員長の互選

(2) 分科会の所属について

(3) その他

参考配布

行政評価委員会委員一覧
瑞穂町行政評価委員会条例
瑞穂町行政評価委員会条例施行規則
平成31年度瑞穂町予算概要

行政評価委員会委員一覧 (五十音順、敬称略)

No.	氏名	性別	備考
1	いしかわ つとむ 石川 任	男	
2	いとう ゆきお 伊藤 幸雄	男	
3	きむら ゆきこ 木村 幸子	女	
4	くりはら ひろみ 栗原 ひろみ	女	
5	こいけ ふゆき 小池 冬記	男	
6	こやま かつとし 小山 勝壽	男	
7	さとう しょういち 佐藤 正一	男	
8	なかむら ひろたか 中村 博隆	男	
9	ひらやま ゆきお 平山 敬夫	男	

事務局 直通電話 042(557)7468 FAX 042(556)3401
メールアドレス kikaku@town.mizuho.tokyo.jp

企画部長	ふくい のぶあや 福井 啓文	
企画部企画課長	みやさか かつとし 宮坂 勝利	
企画部企画課企画係長	くどう ようすけ 工藤 洋介	
企画部企画課企画係	よしおか ともき 吉岡 知希	

○瑞穂町行政評価委員会条例

平成20年9月17日

条例第30号

改正 平成23年3月14日条例第4号

(設置)

第1条 瑞穂町における行政評価の客観性を維持し、長期総合計画の実効性の確保及び効率的な行政の推進に資するとともに、町が行う施策について住民に説明する責務が全うされるよう瑞穂町行政評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、行政評価に関する基本的な事項を調査し、及び審議する。

- 2 委員会は、町長から定期的に行政評価の実施状況について報告を受け、町長に助言及び提言を行う。
- 3 委員会は、行政改革及び補助金等の適正化に必要な事項について調査し、町長に助言することができる。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

- (1) 識見を有する者 9人以内
- (2) 公募による住民 3人以内

- 2 町長は、専門事項を調査し、及び審議するため必要があるときは、前項の規定による委員のほか、専門委員を委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 専門委員の任期は、町長が指定した事項の調査及び審議が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、公開するものとする。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第8条 委員会に必要に応じて分科会を置き、分野ごとの調査及び検討を付託することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画部において処理する。

(平成23条例4・一部改正)

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。
(瑞穂町行政改革推進委員会設置条例の廃止)
- 2 瑞穂町行政改革推進委員会設置条例(平成9年条例第15号)は、廃止する。
(瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第10号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則（平成23年3月14日条例第4号）抄
(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

○瑞穂町行政評価委員会条例施行規則

平成20年12月25日

規則第38号

改正 平成23年3月31日規則第5号

平成25年11月29日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、瑞穂町行政評価委員会条例（平成20年条例第30号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(分科会の設置)

第2条 条例第8条の規定により次に掲げる分科会を置く。

- (1) 行政改革推進分科会
- (2) 補助金等審査分科会

(分科会の所掌事項)

第3条 行政改革推進分科会は、瑞穂町行政評価委員会（以下「委員会」という。）の付託を受けて、行政改革の推進について必要な調査又は検討を行う。

2 補助金等審査分科会は、委員会の付託を受けて、町が交付する補助金等の適正化について必要な調査又は検討を行う。

(分科会の委員)

第4条 委員会の委員は、少なくとも1つの分科会の委員となるものとする。

2 分科会に分科会長及び副分科会長を置き、その分科会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

4 副分科会長は、会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部長の補助金等審査分科会への出席)

第5条 補助金等審査分科会は、円滑な審査に資するため、条例第7条の規定により、部長（瑞穂町組織規則（平成20年規則第9号）第4条に規定する部長及び瑞穂町教育委員会事務局処務規則（平成25年教育委員会規則第2号）第3条第1項に規定する部長をいう。以下「部長」という。）の出席を求めるものとする。

2 部長は、分科会が調査し、又は検討する事案について意見を述べることができる。

(平成25規則20・一部改正)

(分科会の会議)

第6条 分科会の会議は、分科会長が招集する。

2 分科会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、その会議を開くことができない。

3 分科会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。

4 補助金等審査分科会の会議において、部長は前項の議決に加わることができない。

5 分科会は、公開するものとする。ただし、個人情報の保護のために分科会長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができます。

(関係者の出席)

第7条 分科会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(平成23規則5・一部改正)

附 則

この規則は、平成20年12月26日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第5号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年11月29日規則第20号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

平 成 31 年 度

瑞 穂 町 予 算 (案) の 概 要

平 成 31 年 2 月

1 予算編成の考え方

国際経済の保護主義に対する懸念が、今以上に表面化するのではないかと危惧される中、国内では比較的安定した経済状況を保っています。しかし、国内の労働人口が不足する事態が確実視され、新たな働き手の確保やその働き方を探る動きが加速していることに加え、公共施設をはじめとした社会資本整備の更新及び超少子高齢社会に伴う社会保障費に係る財源確保並びに、それらの制度再編が国内の大きな課題となっています。平成31年度には、10月1日の消費税増税が予定され、国は「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示した「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、本格的な歳出改革に取り組むとしています。

現時点で、平成31年度の瑞穂町の歳入では、個人所得の微増や、企業業績の継続的な回復を見込んでいますが、引き続き普通交付税不交付団体となると見積もっており、歳出において、新庁舎建設、区画整理事業などの普通建設事業及び公共施設改修並びに社会保障関連経費が増大することから、歳出超過になるものと予測しています。このような中、歳入経費を補うため、区画整理事業に係る補助金の確保をはじめ、各種事業に関する国及び東京都の補助金を確保するため、現在も担当職員のたゆまぬ努力が続けられています。今後も財源確保の努力を継続するとともに、事業の廃止・統合を含めた徹底した歳出削減を行わなくてはなりません。

その上で、国及び東京都の動向や町民ニーズなどの情報収集に努め、的確に対応していく必要があります。

以上のこと踏まえつつ、超少子高齢社会の進展に対応する各種施策、地域の特色を考慮した地域オーダーメイドの実現などを視野に入れ、今進めるべきことを見極めるとともに、効率的で実効性の高い施策を構築することを基本としました。

平成31年度予算（案）に掲げる施策について、ここでは中心的事項の概要をお示しいたしますが、個々の内容につきましては5ページ以降をご参照願います。

高齢者への支援として、地域包括ケアシステムを推進するため、その中心的役割を担う高齢者支援センターの機能強化を図ります。

主に障がい者への支援として、知的障がいや精神障がいをお持ちの方、認知症の方など、判断能力が十分でない方への支援や援助を目的とした権利擁護事業としての相談機関の設置をすすめます。

子育て支援として、子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠婦及び子育て世代の総合的相談支援を充実させ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の推進を図ります。また、ひとり親家庭の負担軽減を図るため、学校給食費の補助等支援の拡大を図ります。

教育環境の増進として、学力向上を図るため、授業を効率的・効果的にすすめるとともに、ICT教育施設整備計画に基づき、計画的な環境整備の構築をすすめます。また、図書館については、誰もが気軽に学習でき、利用しやすい快適な施設への改修事業に着手します。

地域の活性化として、時代に即した町内会などの地域づくり事業への支援、町内会加入の促進などに加えて、自立と協働の基本理念を踏まえた各種事業の推進に努めます。また、農業振興及び商業振興に当たっては、個別施策の創意工夫に努めるとともに、都市農業活性化に向け、意欲ある就農者への支援を図ります。工業振興では、関係機関と連携し、各企業の経営状況の把握に努めるとともに、融資制度や産業見本市等出展支援事業補助制度の利用を

促進し、課題解決を図ります。

防犯・防災体制強化として、犯罪抑止及び事件発生時の早期解決のため、計画的に防犯カメラの増設をすすめます。また、防災に関する啓発や町民向け講習を充実するため、女性消防団員を採用するとともに、高齢者世帯などに対して感震ブレーカーを無償給付し、震災時の電気火災を防ぎ、町民の安全確保に努めます。

快適なまちを目指して、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（東京都）」及び次期長期総合計画との整合を図りながら、都市計画マスターplanの改定作業に着手します。

また、公共交通に関する意向調査の結果を踏まえ、取り組むべき公共交通施策の方向性を検討していくほか、引き続き多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面延伸の早期実現に向け、東京都及び関係団体に働き掛けるとともに、整備に向けた財源確保に取り組みます。

計画の総合的な推進として、今年の11月には新庁舎が完成します。事前に内覧会を予定しています。また、町の最上位計画となる第4次長期総合計画の計画期間が平成32年度（2020年度）に終了することに伴い、基礎調査及び町民意識調査を実施するなど、未来に向けた計画の策定に着手します。

2 予算額及び内容

平成31年度の一般会計予算規模は、166億3,100万円で、平成30年度当初予算152億5,600万円に比べ、13億7,500万円、9.0%の増となりました。新庁舎建設、防災行政無線デジタル化整備工事、町営東長岡住宅（3～5号棟）外壁等改修工事、公園遊具等設置工事（特色のある公園の整備・むさしの公園）等、大規模な建設事業等を計上したことにより予算額が増となったものです。なお、町税については全体で69億6,436万5千円、前年度比2億9,155万9千円（4.4%）の増額を見込みます。

また、一般会計と特別会計を合わせた単純合計は261億4,991万3千円で、平成30年度当初予算額247億605万1千円に比べ、14億4,386万2千円、5.8%の増となりました。それぞれの会計別予算額は下表のとおりです。

（単位：千円、%）

会 計 名	平成31年度	平成30年度	増減額	増減率
一 般 会 計	16,631,000	15,256,000	1,375,000	9.0
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	3,742,192	3,900,395	△ 158,203 △ 4.1
	駅西土地区画整理事業	1,534,152	1,476,055	58,097 3.9
	下 水 道 事 業	1,128,135	1,066,418	61,717 5.8
	介 護 保 険	2,382,127	2,311,549	70,578 3.1
	後 期 高 齢 者 医 療	704,496	670,128	34,368 5.1
	殿 ケ 谷 財 産 区	4,165	4,283	△ 118 △ 2.8
	石 番 財 産 区	14,174	12,521	1,653 13.2
	箱 根 ヶ 崎 財 産 区	8,686	7,881	805 10.2
	長 岡 財 産 区	786	821	△ 35 △ 4.3
小 計		9,518,913	9,450,051	68,862 0.7
合 計		26,149,913	24,706,051	1,443,862 5.8

3 歳入の状況（一般会計：主なもの）

(1) 町税

町税総額69億6,436万5千円を見込むもので、前年度比2億9,155万9千円、4.4%の増となっています。

(2) 地方譲与税

地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税及び地方道路譲与税で、総額7,787万1千円を見込むもので、前年度比423万円、5.2%の減となっています。

(3) 利子割交付金

630万円を見込むもので、前年度比50万円、8.6%の増となっています。

(4) 配当割交付金

3,220万円を見込むもので、前年度比430万円、15.4%の増となっています。

(5) 株式等譲渡所得割交付金

2,060万円を見込むもので、前年度比130万円、6.7%の増となっています。

(6) 地方消費税交付金

6億4,520万円を見込むもので、前年度比760万円、1.2%の減となっています。

（社会保障財源化分の充当状況については4ページ参照）

(7) 自動車取得税交付金

2,190万1千円を見込むもので、前年度比2,420万円、52.5%の減となっています。

(8) 国有提供施設等所在市町村助成交付金等

7億7,152万5千円を見込むもので、前年度比1,606万6千円、2.0%の減となっています。

(9) 地方特例交付金

3,490万円を見込むもので、前年度比460万円、15.2%の増となっています。

(10) 地方交付税

特別交付税100万円を見込むもので、前年度同額となっています。なお、普通交付税は不交付を見込んでいます。

(11) 国庫支出金

18億9,236万7千円を見込むもので、前年度比5,194万円、2.8%の増となっています。新庁舎建設工事補助金、防災行政無線デジタル化事業補助金などの増額が主な要因です。

(12) 都支出金

21億8,811万5千円を見込むもので、前年度比381万3千円、0.2%の減となっています。公立学校施設非構造部材耐震化支援事業補助金などの減額が主な要因です。

(13) 繰入金

20億1,687万1千円を見込むもので、前年度比2億8,052万7千円、16.2%の増となっています。公共施設建設基金繰入金などの増額が主な要因です。

一般会計歳入

(単位：千円、%)

款	平成31年度	平成30年度	増減額	増減率
町 税	6,964,365	6,672,806	291,559	4.4
地 方 譲 与 税	77,871	82,101	△ 4,230	△ 5.2
利 子 割 交 付 金	6,300	5,800	500	8.6
配 当 割 交 付 金	32,200	27,900	4,300	15.4
株式等譲渡所得割交付金	20,600	19,300	1,300	6.7
地 方 消 費 税 交 付 金	645,200	652,800	△ 7,600	△ 1.2
自 動 車 取 得 税 交 付 金	21,901	46,101	△ 24,200	△ 52.5
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金 等	771,525	787,591	△ 16,066	△ 2.0
地 方 特 例 交 付 金	34,900	30,300	4,600	15.2
地 方 交 付 税	1,000	1,000	0	0.0
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	8,000	8,000	0	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	110,552	108,626	1,926	1.8
使 用 料 及 び 手 数 料	190,697	189,029	1,668	0.9
国 庫 支 出 金	1,892,367	1,840,427	51,940	2.8
都 支 出 金	2,188,115	2,191,928	△ 3,813	△ 0.2
財 産 収 入	7,125	8,539	△ 1,414	△ 16.6
寄 附 金	5	5	0	0.0
繰 入 金	2,016,871	1,736,344	280,527	16.2
繰 越 金	120,000	120,000	0	0.0
諸 収 入	103,406	117,403	△ 13,997	△ 11.9
町 債	1,418,000	610,000	808,000	132.5
合 計	16,631,000	15,256,000	1,375,000	9.0

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況

歳入

(単位：千円)

	予算額
地方消費税交付金	645,200
うち社会保障財源化分	271,900

歳出

(単位：千円)

	充当対象予算額	特定財源	差引充当対象額	充当額
国民健康保険特別会計繰出金	303,804	0	303,804	89,700
介護保険特別会計繰出金	354,992	6	354,986	103,300
後期高齢者医療特別会計繰出金	274,310	0	274,310	78,900
合計	933,106	6	933,100	271,900

歳入

(単位：千円)

	予算額
都市計画税 現年課税分	556,175
都市計画税 滞納繰越分	3,375
合 計	559,550

歳出

(単位：千円)

	充当対象予算額	特定財源	差引充当対象額	充当額
都市計画税 対象事業	駅西土地区画整理事業 特別会計繰出金	728,375	194,500	533,875
	街路事業費	2,421	0	2,421
	公債費 (うち街路事業費)	19,030	0	19,030
	下水道事業 特別会計繰出金	379,000	0	379,000
合計		1,128,826	194,500	934,326
				559,550

4 歳出の状況（一般会計：主なもの）

平成31年度の主な普通建設事業及び第4次瑞穂町長期総合計画後期基本計画の基本目標別
の主な事業は、次のとおりです（予算計上額は千円単位の額です）。

(1) 主な普通建設事業（予算額1千万円以上の案件）		予算計上額（千円）
管 財 課	新庁舎建設工事等	2,897,479
	町営東長岡住宅（3～5号棟）外壁等改修工事	49,411
建 設 課	町道舗装工事	68,000
	測量設計委託料	11,900
	町道改修工事（町道407号線）	20,000
	道路用地取得（町道407号線）	25,400
	地上物補償費（町道407号線ほか）	21,000
	交通安全施設設置工事（道路照明灯LED化含む）	63,401
	公園遊具等設置工事（むさしの公園ほか）	44,591
	だれでもトイレ等設置工事（下師岡公園）	39,209
地 域 課	防災行政無線デジタル化整備工事	141,917
教 育 課	四小受変電設備更新工事	30,773

(2) 第4次瑞穂町長期総合計画後期基本計画の基本目標別の主な事業

(除(1)主な普通建設事業に掲載のもの) 予算計上額(千円)

①健康で元気なみずほ

福祉課	障害福祉関係扶助費（継続）	931,254
	福祉サービス総合支援事業委託料(新規)	6,891
	成年後見活用あんしん生活創造事業委託料（新規）	8,925
	子供食堂推進事業補助金（新規）	120
子育て応援課	児童手当（継続：扶助費）	649,115
	医療費助成費（継続：乳幼児・義務教育就学児）	95,640
	学童保育クラブ運営委託料（継続）	56,239
	子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料（更新）	3,168
	児童館等複合施設	
	空気調和設備機能復旧工事設計委託料（新規）	4,263
	ひとり親家庭向けリーフレット作成（新規）	17
	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業委託料（新規）	421
住民課	出生祝い記念品（継続）	1,000
	ウェルカムボード（新規）	605
高齢課	寄り合いハウスいこい運営経費（継続）	1,795
	福祉バス運行事業費（運行・運営委託：継続）	27,884
	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	
	策定支援業務委託料（更新）	3,288
	介護予防による地域づくり推進員の配置事業委託料（新規）	1,670
健康課	予防接種等委託料（継続）	39,747
	健康診査等委託料（継続：母子保健事業、健康増進事業）	83,396
	出産・子育て応援事業（継続）	13,171
	子育てモバイルサービス委託料（継続）	505
	骨髄移植ドナー奨励金（継続）	210
	ひとり親家庭支援乳がん検診無料受診事業（新規）	256

②一人ひとりが輝くみずほ

子育て応援課	幼稚園就園奨励費補助金（継続）	32,377
	私立幼稚園児保護者負担軽減補助金（継続）	27,134
教育課	要保護及び準要保護児童生徒就学援助費（継続）	38,185
	ひとり親家庭学校給食費補助金（新規）	1,166
	校務用コンピュータ（更新）	2,976
	I C T 教育施設整備事業（新規）	52,218
	一小プール槽改修工事（更新）	4,752
	二小音声調整卓等更新工事（更新）	4,117

指 導 課	小学校補習事業費（継続）	501
	学習サポーター事業費（継続）	27,687
	フューチャースクール委託料（継続）	11,000
	学力調査実施委託料（継続）	1,355
社会教育課	青少年国際交流事業費（派遣：隔年）	3,873
	町営第二庭球場Aコート人工芝張替工事（更新）	3,547
図 書 館	耕心館指定管理者委託料（継続）	41,284
	郷土資料館指定管理者委託料（継続）	60,863
	ふるさとづくり推進事業委託料（継続）	749
	図書館を使った調べる学習コンクール関係経費（継続）	68

③魅力ある温かいみずほ

産 業 課	農業次世代人材投資事業費補助金（継続・名称変更）	9,000
	都市農業活性化支援事業補助金（新規）	8,932
	中小企業振興資金融資利子補給金（継続）	18,028
	観光サイン設置工事（継続）	3,113
地 域 課	箱根ヶ崎西会館街路灯設置等工事（継続）	1,291
	駒形・高根スポーツ広場防球ネット設置工事（継続）	4,982

④安全・安心やさしいみずほ

地 域 課	防犯カメラ設置工事（継続）	2,569
	防犯灯設置工事（継続：LED化）	4,660
	防犯パトロール委託料（継続）	15,051
	消防団本部広報車（新規）	4,196
	気象観測装置借上料（継続：雨量計）	2,355
環 境 課	飼い主のいない猫対策事業補助金（継続）	200
高 齢 課	感震ブレーカー給付事業（新規）	2,145
各 課	電気自動車（新規・3台）	6,869

⑤快適で美しいみずほ

秘書広報課	多摩都市モノレール基金積立（継続）	100,112
都市計画課	都市計画マスターplan改定委託料（更新）	7,788
	都市計画変更業務委託料（新規）	2,233
建 設 課	道路維持補修等委託料（継続）	69,209
	道路ストック点検委託料（5年毎）	6,120
	防犯カメラ設置工事（継続：公園）	1,885
地 域 課	住宅耐震診断費助成金（継続）	500
	住宅耐震改修費助成金（継続）	2,000
	簡易耐震改修費助成金（継続）	1,000

⑥総合計画を推進するために

企 画 課	長期総合計画策定業務委託料（更新）	12,335
秘書広報課	ホームページ運用保守委託料（継続）	6,279
	広報番組制作放送業務委託料（継続）	4,790
	広報紙編集業務（新規）	5,267

管 財 課	仮庁舎等借上料（継続）	5,798
	町民会館事務室設備撤去工事（新規）	6,325
	ドライブレコーダー（継続：庁用車用）	128
地 域 課	協働推進事業講師謝礼（継続）	55

(3) 水・緑と観光を繋ぐ回廊計画関連事業（含む再掲載事業）		予算計上額（千円）
建 設 課	町道8号線（計画ルート）舗装工事	17,480
産 業 課	観光サイン設置工事（再掲載）	3,113

一般会計歳出

(単位：千円、%)

款	平成31年度	平成30年度	増減額	増減率
議 会 費	173,481	171,844	1,637	1.0
総 務 費	4,867,263	2,825,736	2,041,527	72.2
民 生 費	5,281,107	5,324,417	△ 43,310	△ 0.8
衛 生 費	1,496,851	1,577,927	△ 81,076	△ 5.1
農 林 水 産 業 費	64,763	57,848	6,915	12.0
商 工 費	77,748	87,225	△ 9,477	△ 10.9
土 木 費	2,121,999	2,192,354	△ 70,355	△ 3.2
消 防 費	707,587	762,381	△ 54,794	△ 7.2
教 育 費	1,479,843	1,874,786	△ 394,943	△ 21.1
公 債 費	331,671	352,168	△ 20,497	△ 5.8
諸 支 出 金	2,840	4,178	△ 1,338	△ 32.0
予 備 費	25,847	25,136	711	2.8
合 計	16,631,000	15,256,000	1,375,000	9.0